

居 宅 介 護 サ ー ビ ス 重 要 事 項 説 明 書

サ ー ビ ス 名		居 宅 療 養 管 理 指 導 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導					訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン				
1 サービスについての 相談窓口		電 話 0 4 7 8 - 8 6 - 1 1 7 7 時 間 午前8時30分～午後5時15分 担 当 院 長 小 又 誠 一					電 話 0 4 7 8 - 8 6 - 1 1 7 7 時 間 午前8時30分～午後5時15分 担 当 院 長 小 又 誠 一				
2 事業の概要											
(1) 事業所名称、サービス地域											
名 称		指 定 居 宅 療 養 管 理 指 導 事 業 所					指 定 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 事 業 所				
所 在 地		東 庄 町 国 民 健 康 保 険 東 庄 病 院 敷 地 内					東 庄 町 国 民 健 康 保 険 東 庄 病 院 敷 地 内				
事業所番号		1 2 1 3 0 1 0 4 8 5					1 2 1 3 0 1 0 4 8 5				
サービス地域		東 庄 町、銚 子 市 の 一 部					東 庄 町、銚 子 市 の 一 部				
(2) 事業所の職員体制											
		資 格	常 勤	非 常 勤	業 務	計	資 格	常 勤	非 常 勤	業 務	計
管 理 者		医 師	1 (兼)		職 員 業 務 の 管 理 指 導		理 学 療 法 士			職 員 業 務 の 管 理	
有 資 格 者		医 師	4 (兼)		医 学 的 管 理 指 導	4	理 学 療 法 士	4 (兼)		訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	4
		薬 剤 師	2 (兼)		服 薬 指 導	2					
事 務 職 員			1 (兼)			1		1 (兼)			1
(3) 営業日及び営業時間											
営 業 日		月～金 [国民の祝日 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日 除 く]					月～金 [国民の祝日 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日 除 く]				
営 業 時 間		午前8時30分～午後5時15分 2 4 時間連絡体制					午前8時30分～午後5時15分 2 4 時間連絡体制				
3 申し込みからサービス 提供まで		② 受 診 ① 相談、申し込み ③ 訪問、面談 ⑤ サービス計画 ⑥ サービス 国保東庄病院 かかりつけ医 支援専門 サービス事業者 ④ 連絡調整会議 ⑤ サービス計画									
4 利用料金											
(1) 種 類											
サービス報酬額	種 別	金 額			種 別	金 額					
	居宅療養管理指導：（1回） （医師が行う）	5, 1 5 0 円			訪問リハビリ I （1回）	3, 0 8 0 円					
	介護予防居宅療養管理指導 （1回）（医師が行う）	5, 1 5 0 円			予防訪問リハビリ I （1回）	2, 9 8 0 円					
					サービス提供体制強化加算（I）1回	6 0 円					
					訪問リハ短期集中加算（1日）	2, 0 0 0 円					
					（退院日・認定日から3ヶ月まで）						
					予防訪問リハ短期集中加算（1日）	2, 0 0 0 円					
					（退院日・認定日から3ヶ月まで）						
					リハビリテーションマネジメント 加算（イ）/月（予防は含まない）	1, 8 0 0 円					
利用者負担額											
	法定代理 受 領	介 護 報 酬 の 1 割 又 は 2 割 ・ 3 割				介 護 報 酬 の 1 割 又 は 2 割 ・ 3 割					
	法定代理 受 領 外	保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月毎に利用料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。 このサービス提供証明書を市、町役場の窓口へ提出しますと、9割又は8割の払い戻しを受けられます。									
交 通 費		事業所から片道2kmまで330円、2kmを超えた分については1km110円 （含む消費税、1km未満端数は1km）				無 料					

サービス名		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
4 利用料金			
(2) 支払方法			
精算方法		月毎に精算します。毎月１０日（その日が病院の休業日のときは次の営業日）までに前月分の利用料金を連絡いたします。月末までにお支払ください。	
支払場所		国保東庄病院 窓口会計	
5 サービスの利用方法			
(1) サービスの利用開始		ア．事業所への来所、又は電話等でご相談ください。	
		イ．当病院に受診していない方は、受診していただき医師の指示を受けてください。	
		ウ．契約締結後サービスの提供をします。	
(2) サービスの終了			
利用者の都合		文書で申し出てくだされば、いつでも終了できます。	
自動終了		次の場合、双方の通知がなくても終了できます。 ア 利用者が介護保険施設に入所した場合 イ 利用者が病院等に入院した場合 ウ 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合 エ 利用者が亡くなった場合	
その他		利用者やその家族等が当事業所の職員に対して、本契約を継続し難いなどの背信行為を行った場合は文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合があります。	
6 運営方針等			
(1) 運営方針		① 医師が訪問し、利用者が居宅において、有する能力に応じた自立生活ができるよう、心身の状況、環境等を把握して、療養上の管理、指導を行います。 ② 訪問診療等により、利用者の心身の状況の把握をし、計画的な医学管理、居宅介護支援事業者に対する居宅介護サービスの利用に関する留意事項、介護方法等の指導助言を行います。	① 利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう療養上の目標を設定し計画的にリハビリテーションを行います。 ② 主治医の指示、訪問（予防）リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持、回復を図るよう妥当適切に行います。
(2) サービスの質の向上のための方策		① 定期的に研修に参加します。 ② 業務体制の整備に努めます。	
(3)			
7 サービス内容に関する相談、苦情			
(1) 事業所内		事業所又は病院事務局へ電話、文書等で申し出することができます。	
(2) 事業所外		居住地市、町役場の介護保険担当課等に申し出することができます。	
説 明 令和 年 月 日 東庄町国民健康保険東庄病院 指定居宅（予防）療養管理指導 事業所 指定訪問（予防）リハビリテーション 説明者 _____ 印 説明を受けた者 利用者又は代理人の氏名 _____ 印			